

労働時間の状況に応じて労働者に対して実施する健康福祉確保措置を、原則として次の①～⑩の番号を選択して記入し、具体的内容を記載してください。
 なお①～④から1つ以上、かつ⑤～⑩から1つ以上実施することが望ましいです。特に、対象労働者の勤務状況及び健康状態を踏まえ、③を実施することが望ましいです。
 ①終業から始業までの休息期間の確保（勤務間インターバル） ②深夜業（22時～5時）の回数制限 ③一定時間を超えた場合の適用解除 ④連続休暇の取得
 ⑤医師による面接指導 ⑥代償休日・特別な休暇の付与 ⑦健康診断 ⑧心とからだの相談窓口の設置 ⑨配置転換 ⑩産業医等による助言・指導や保健指導

様式第13号の2（第24条の2の3第1項関係）

事業の種類		事業の名称	事業の所在地（電話番号）	常時使用する労働者数	決議の有効期間
製造業		〇〇株式会社	(〒〇〇〇〇—〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	500人	〇年 4月 1日から 〇年 3月 31日まで
業務の内容		労働者の範囲（職務経験年数、職能資格等）	労働者数	決議で定める1日のみなし労働時間	
企画部で経営計画を策定する業務		入社7年以上、職務の級が主事6級以上	20人	8時間	
人事部で人事計画を策定する業務		入社7年以上、職務の級が主事6級以上	15人	9時間	
労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置		③（1週間当たりの労働時間が40時間を超えた時間が1か月当たり60時間を超えた労働者については、裁量労働制の適用を解除する） ⑥（2か月に1回、所属長がヒアリングを行い、労働時間の状況や健康状態に応じて、特別休暇の付与を行う）			
労働者の労働時間の状況の把握方法		会社が貸与するパソコン内の勤怠管理システムへのログイン・ログアウトの記録			
労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置		総務部に裁量労働相談室を設け、裁量労働制の適用、評価制度及び賃金制度等の処遇制度全般の苦情を扱う。 本人のプライバシーに配慮した上で、実態調査を行い、解決策を労使に報告する。			
労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかつた労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無					有 無
同意の撤回に関する手続		申出先：総務部総務課〇〇担当（〇〇係） 申出方法：書面又は電子メール			
対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度を変更する場合にあつては、労使委員会に対し、当該変更内容について説明を行うことについての決議の有無					有 無
労働者の労働時間の状況並びに労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況、労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況並びに同意及びその撤回に関する労働者ごとの記録を決議の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存することについての決議の有無					有 無
決議の成立年月日		〇年 3月 23日			
			時間外労働に関する協定の届出年月日 〇年 〇月 〇日		

対象となり得る労働者数を記載してください。

決議届の記載を省略する場合は、「別添決議第〇条のとおり」と記載し、労使委員会の決議を添付してください。

委員会の委員数	運営規程	規程の有無 (右欄に掲げる事項が運営規程に含まれる場合に、「有」を○で囲むこと。)	<ul style="list-style-type: none"> 招集、定足数及び議事に関する事項 対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度の内容の使用者からの説明に関する事項 制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項 開催頻度を6箇月以内ごとに1回とすること 	運営規程についての委員会の同意の有無
10人		有 無		有 無
任期を定めて指名された労働者側委員		その他の委員		
氏名		氏名		
〇〇 〇〇		〇〇 〇〇		
〇〇 〇〇		〇〇 〇〇		
〇〇 〇〇		〇〇 〇〇		
〇〇 〇〇		〇〇 〇〇		
〇〇 〇〇		〇〇 〇〇		

労使を代表する委員それぞれ1名、計2名で構成される労使委員会は認められません。

管理監督者は労働者代表者にはなりません

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。
 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称（
 又は労働者の過半数を代表する者の職名（ 〇〇部主任 ）氏名（ 〇〇 〇〇 ）
 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）
 上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 上記委員会の委員の半数が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、使用者の意向に基づき指名されたものでないこと。

- (チェックボックスに要チェック)
- (チェックボックスに要チェック)
- (チェックボックスに要チェック)

協定の当事者が労働者の過半数で組織する労働組合である場合は、こちらのチェックボックスにはチェック不要です。

〇年 3月 26日

〇〇 労働基準監督署長殿

使用者 職名 〇〇株式会社 代表取締役社長
氏名 〇〇 〇〇

記載心得

- 1 「業務の内容」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第1号に規定する業務として決議した業務の内容を具体的に記入すること。当該業務については、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、その遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務である必要があること。
- 2 「労働者の範囲（職務経験年数、職能資格等）」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第2号に規定する労働者の範囲について、必要とされる職務経験年数、職能資格等を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに具体的に記入すること。
- 3 「決議で定める1日のみなし労働時間」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第3号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
- 4 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する措置について、原則として以下の番号から選択して記入した上で、その内容を具体的に（ ）内に記入すること。なお、いずれの番号にも該当しない措置については、番号は記入せずに（ ）内に具体的内容を記入すること。また、健康・福祉確保措置を決議するに当たっては、①～④の中から1つ以上、かつ⑤～⑩の中から1つ以上を実施することとすることが望ましいことに留意すること。複数の措置を決議した場合にはいずれの措置についても記入すること。
 - ① 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
 - ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
 - ③ 把握した労働時間が一定時間を超えない範囲内とすること及び当該時間を超えたときは労働基準法第38条の4第1項の規定を適用しないこととすること。
 - ④ 働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
 - ⑤ 把握した労働時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法第66条の8第1項の規定による面接指導を除く。）を行うこと。
 - ⑥ 把握した対象労働者の勤務状況（労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する労働時間の状況を含む。以下同じ。）及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ⑦ 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
 - ⑧ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑨ 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑩ 働き過ぎによる健康障害防止の観点から、必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- 5 「労働者の労働時間の状況の把握方法」の欄には、労働時間の状況の把握方法を具体的に記入すること。
- 6 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、苦情の申出の窓口及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順・方法等を具体的に記入すること。
- 7 「同意の撤回に関する手続」の欄には、撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方法等を具体的に記入すること。
- 8 「時間外労働に関する協定の届出年月日」には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日（届出をしていない場合はその予定年月日）を記入すること。ただし、「決議で定める1日のみなし労働時間」が労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。
- 9 労使委員会の運営規程を定めるに当たっては、招集に関する事項として労働基準法第38条の4第1項の決議の調査審議のための委員会、同項の決議に係る有効期間中における制度の運用状況の調査審議のための委員会等定例として予定されている委員会の開催に関すること及び必要に応じて開催される委員会の開催に関することを、議事に関する事項として議長の選出に関すること及び決議の方法に関することを、それぞれ規定することが適当であることに留意すること。制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項を規定するに当たっては、制度の実施状況の把握の頻度や方法を運営規程に定めることが必要であることに留意すること。なお、使用者が開示すべき情報の範囲、開示手続、開示が行われる労使委員会の開催時期等必要な事項を運営規程で定めておくことが適当であることに留意すること。
- 10 「任期を定めて指名された労働者側委員」の欄には、労働基準法第38条の4第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。委員会の委員の半数（労働者側委員）が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、使用者の意向に基づき指名されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。